

大学院修士段階における「授業料後払い」制度について

【制度概要】

大学院修士課程(博士前期相当の課程を含む)や専門職学位課程の在籍者が、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得等に応じて納付(後払い)できる制度です。別途「生活費奨学金」として月額2万円又は4万円の貸与を受けることも可能です。

【対象者】

以下の条件を全て満たす者

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者(※)
- ・本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ・日本学生支援機構(JASSO)の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

※ 令和6年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象

- ①令和6年度秋の新規入学者
- ②令和6年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者

【後払いとできる授業料の額】

年 535, 800 円を上限として大学が請求する授業料

【申請手続きとその後の流れ】

令和6年4月入学者で申請を希望する学生は、4月1日～4月30日に、以下の申請窓口で申し出てください。その後、採用内定通知を発行しますが、正式な申請は9月となります。また、生活費奨学金も申請した場合の初回振込は、令和6年11月に、4月に遡及した額が振り込まれる予定です。

【申請窓口】

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/scholarship/jasso/>

ページ下部「10. 奨学金担当係」を参照してください。

【本制度の利用に伴う留意点について】

- ・令和6年度は秋の募集のみとなり、春から希望する場合でも採用は最短で11月になるため、申請希望者の前期分授業料は採用が決定(11月予定)するまで支払を猶予します。
- ・授業料免除(本学独自制度)との併願は可能です。免除に採用となった場合は、その差額のみ後払い制度を利用することとなります。(例:授業料1/4の額免除採用→3/4の額は後払い)
- ・第一種奨学金との併願は不可です。(第二種奨学金との併願は可能です)
- ・保証制度は機関保証のみとなり、保証料が発生します。返還の際に、保証料を上乗せした金額を返還することとなります。
- ・貸与終了後の返還は、卒業後の所得等に応じて返還月額が決まります。
- ・特に優れた業績による返還免除制度に申請することは可能です。
(ただし、令和6年度春入学者は、返還免除内定制度を適用することはできません。)

令和6年度春に修士段階に入学した方へ

貸与奨学金の
新制度

「授業料後払い」制度が始まります！

- 奨学金を直接学校に振り込んで授業料に充てることができ、これとは別に生活費として奨学金を毎月受け取れる新たな制度です。
- 授業料の支援は学校に直接振り込まれるため、支払いのためにまとまった資金を用意する負担が減少します。
- 貸与終了後、返還が必要です(無利子)。

①授業料相当額の
貸与奨学金を
JASSOから
大学に振込



(授業料相当額①が
不足する場合は
学生からも納付)

②毎月、生活費奨学金を振込(希望者のみ)

③貸与終了後、所得に応じた月額で返還

JASSO



授業料の支援額

国公立：最大535,800円、私立：最大776,000円（年間）

生活費の支援額

月額2万円、4万円から選択（受けないことも可）

貸与終了後の
返還方法

所得に応じて返還額を決定(年収が300万円程度になるまでは2,000円)
返還者本人に子がいると、返還月額が減額
保証制度は機関保証のみ(人的保証は選択不可)
「特に優れた業績による返還免除制度」の利用可
(ただし、令和6年度春入学者は返還免除内定制度適用不可)

令和6年度から募集を開始します

対象者

令和6年度春に修士段階に入学した方のうち、
・学部等時代に修学支援新制度(機構の給付奨学金と授業料等減免による制度)を利用して、かつ、
・学部等を卒業後、就労等を伴わずに入学した方
対象になるか等、手続きの流れは在籍の大学院にご確認ください。

募集時期

令和6年9～10月頃に、学校を通じて募集します。
採用後は4月まで遡って支援され、最速で11月に振込開始します。
ただし、先に学校に納付済みの授業料相当額は支援されません。

利用検討の際の
注意点

・令和6年度春入学者向けの募集は、上記時期の1回のみです。
・「第一種奨学金」を利用した場合は本制度を利用できません。
※このため、予約採用で「第一種奨学金」の採用候補者になった方で同奨学金の進学届を提出した方や、令和6年春の在学採用で「第一種奨学金」に採用された方は、本制度を利用できなくなります。

第一種奨学金と「授業料後払い」制度の比較

第一種奨学金

こんな方におすすめ！

- ・授業料よりも、月々の生活費を手厚く支援してほしい方
- ・人的保証や、定額返還方式を利用したい方

「授業料後払い」制度

こんな方におすすめ！

- ・授業料を支払うためのまとまった資金を用意することが難しい方
- ・所得が低い間や将来子どもが生まれた際に、できるだけ返還月額を低くしたい方

～在学中の支援内容～

月々の振込額

50,000円
または
88,000円

年間の振込総額(例)

600,000円 ~
1,056,000円

授業料の貸与

【国・公立】
最大535,800円/年
【私立】
最大776,000円/年

生活費の貸与

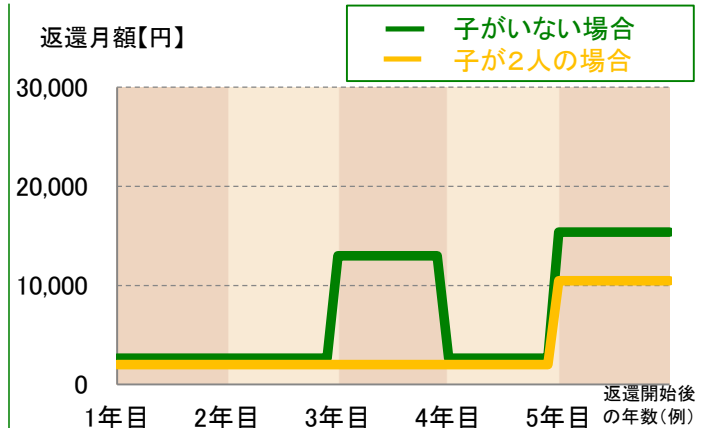
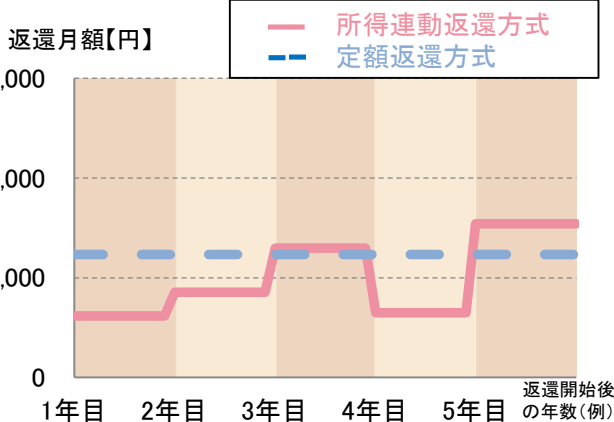
20,000円
または
40,000円

年間の振込総額(例)

【国・公立】 年間最大 1,015,800円
【私立】 年間最大 1,256,000円

- ・「授業料後払い」制度では、授業料相当額は、実際の授業料に応じた額を学校が指定します。実際の授業料や授業料減免等により、振込額がこれより少なくなることがあります。
- ・保証料相当額が差し引かれ振り込まれます。最終的に返還が必要な額はこれよりも大きくなります。

～貸与終了後の返還～



※定額返還方式の返還月額は、88,000円を2年間貸与した場合を想定

※年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定
(所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)

※「授業料後払い」制度においても、博士課程に進学した場合等には返還期限猶予(在学猶予)の利用が可能です。